

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	第39回吉川市都市計画審議会
開 催 日 時	令和4年4月21日(木) 午前10時から午前11時30分まで
開 催 場 所	吉川市役所 2階 202会議室
出席委員(者)氏名	作山康、関口吉男、廣木邦彦、小林保広、宇野直樹、伊勢谷英子、遠藤義法、岩田京子、海老原正明、斎藤和雄、成瀬都
欠席委員(者)氏名	なし
担当課職員職氏名	都市整備部 部長 竹内栄一 都市整備部 副部長兼都市計画課長 堀江豊 都市計画課 建築指導担当兼開発指導担当主幹 前田智 吉川美南駅周辺地域整備課長 木村克芳 道路公園課長 高尾匡 河川下水道課長 多田文武 道路公園課 公園緑地担当主査 秋谷安紀 都市計画課 都市計画担当副主幹 油川誠 都市計画課 都市計画担当主事 平野拓也 都市計画課 都市計画担当主事 加藤渉
会議次第と会議の公開又は非公開の別	1 開会 2 吉川市都市計画審議会の概要について 3 議事 (1) 会長、副会長の選出について (2) 常務委員会の設置について (3) 議第73号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について(吉川市決定) 4 その他 (1) 吉川市の都市計画の概要について 5 閉会 ＜すべて公開＞
非公開の理由	なし
傍聴者の数	0名
会議資料の名称	次第、議案書、参考資料、吉川市都市計画審議会参考資料集、吉川市都市計画マスタープラン(令和4年3月改定)
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会議録確認指定者	廣木委員、成瀬委員
その他の必要事項	なし

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、決定事項等)	
	<p>1 開会</p>
司会(油川副主幹)	〔 開会 〕
	【 配付資料の確認 】
司会(油川副主幹)	〔 配布資料の確認 〕
	【 委員自己紹介 】
全委員	〔 委員自己紹介 〕
	【 職員紹介 】
司会(油川副主幹)	〔 職員紹介 〕
	【 定足数確認(会議の成立) 】
司会(油川副主幹)	〔 委員11名全員が出席し、審議会が成立することを報告 〕
	<p>2 吉川市都市計画審議会の概要について</p>
司会(油川副主幹)	<p>続きます。今回、初めて委員になられた方もいらっしゃいますので、吉川市都市計画審議会の概要について、私からご説明させていただきます。お手元の「吉川市都市計画審議会参考資料集」の2ページ「吉川市都市計画審議会の概要」に基づき、説明させていただきます。</p> <p>まず、審議会の設置の趣旨でございますが、吉川市都市計画審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づいて設置する市の附属機関でございます。主に吉川市に関する都市計画を決定又は変更する際に、市長から付議された都市計画の案が適当か否かを調査・審議し、その結果を市長に答申することを所掌事務とした、公正かつ専門的な第三者機関として設置しているものでございます。これは、市長が都市計画を決定又は変更する前に、第三者機関である都市計画審議会のご意見をお伺いするものでございまして、審議会では、市長から付議された都市計画の案に対し、審議会として賛</p>

司会(油川副主幹)	<p>成か反対か、また、案に対する附帯意見などを市長に答申する機関でございます。このことから審議会では、都市計画の案の決定や否決、また、案の修正や条件の付与などを行うものではございませんので、ご了承ください。</p> <p>次に、審議会の委員構成でございますが、審議会は、「吉川市都市計画審議会条例」に基づき、市長が委嘱した委員で組織しております。また、条例により、会長は、学識経験のある者の委員から委員の選挙によって定めることになっており、副会長は、会長が指名するものとなっております。</p> <p>次に、審議会の運営でございますが、審議会は、「吉川市都市計画審議会条例」及び「吉川市市民参画条例施行規則」の他、「吉川市都市計画審議会運営規程」により、運営することになっております。なお、会議は、「吉川市市民参画条例施行規則」に基づき、原則、公開することになっており、会議の傍聴に関しては、「吉川市都市計画審議会の会議傍聴要領」を定めております。また、会議録は、録音機器を使用した要点記録により作成し、作成後、市ホームページなどで公開することになっておりますので、あらかじめ、ご了承ください。</p> <p>3 議事</p>
司会(油川副主幹)	<p>それでは、これより、議事に入ります。</p> <p>はじめに、「議事1 会長、副会長の選出について」を議事とさせていただきます。議事の進行につきましては、会長が決まるまでの間、竹内部長に暫定的に仮議長を務めていただき、議事を進めさせていただきますので、ご了承ください。</p> <p>それでは、竹内部長、こちらの席に移動をお願いいたします。</p> <p>【 会議の公開・非公開の決定 】</p>
仮議長(竹内部長)	〔 会議の公開の決定 〕
全委員	〔 「異議なし」の声 〕
	【 傍聴人の確認 】
加藤主事	〔 傍聴人0名を報告 〕
	(1) 会長、副会長の選出について

仮議長(竹内部長)	<p>それでは、これより、「会長、副会長の選出について」を議事といたします。</p> <p>会長につきましては、先ほど司会から説明がありましたが、吉川市都市計画審議会条例の規定により、学識経験のある者から選挙によって選出することとなっております、また、副会長につきましては、会長が指名することとなっておりますが、選出方法などを含めまして、ご意見など、ございませんでしょうか。</p> <p>会長へのご推薦は、ございませんでしょうか。</p>
廣木委員	〔 作山委員を推薦 〕
仮議長(竹内部長)	それでは、廣木委員より作山委員を会長にというご推薦がございましたが、委員の皆様、ご異議はございませんか。
全委員	〔 「異議なし」の声 〕
仮議長(竹内部長)	作山委員よろしいでしょうか。
作山委員	〔 作山委員了承 〕
仮議長(竹内部長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、作山委員に会長をお願いしたいと存じます。</p> <p>これを持ちまして、会長が決定いたしましたので、私の仮議長の職を辞させていただきます。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p>
司会(油川副主幹)	<p>竹内部長ありがとうございました。幹事席にお戻りください。</p> <p>それでは、作山会長は、こちらの会長席に移動していただきたいと存じます。</p> <p>【 会長挨拶 】</p>
作山会長	〔 作山会長挨拶 〕
	【 約5分間の休憩 】
	【 副会長の指名 】
作山会長	それでは、皆様、大変お待たせをいたしました。休憩前に引き続きまして、会議を再開させていただきます。それではこれより、議長を務めさせていた

作山会長	<p>できます。委員の皆様方のご協力をいただき、議事を進めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、「副会長の選出について」でございますが、先ほど竹内部長から説明がありましたように、会長が副会長を指名することとなっております。私といたしましては、土木関係選出の関口委員にお願いしたいと存じますが、委員の皆様よろしいでしょうか。</p>
全委員	[「異議なし」の声]
作山会長	関口委員、よろしいでしょうか。
関口委員	[関口委員了承]
作山会長	それでは関口委員に副会長をお願いしたいと存じます。関口委員、こちらに席を移動していただき、ひと言ごあいさつをお願いいたします。
関口副会長	[関口副会長挨拶]
	【 署名委員の指名 】
司会(油川副主幹)	[署名委員の説明]
作山会長	[会議録の署名委員について、廣木委員と成瀬委員を指名]
廣木委員 ・成瀬委員	[廣木委員、成瀬委員了承]
	(2) 常務委員会の設置について
作山会長	<p>それでは、引き続き、本日の議事を進めてまいりたいと存じますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、「議事2 常務委員会の設置について」を議題といたします。はじめに、幹事から議題の説明をお願いいたします。</p>
	【 議事(2)の説明 】
堀江副部長	<p>都市計画課長の堀江でございます。</p> <p>議事の(2)「常務委員会の設置」について、説明をさせていただきます。</p>

堀江副部長	<p>大変失礼いたしますが、着座にて、説明をさせていただきます。それでは、お手元の参考資料集の8ページ「常務委員会の概要」をご覧ください。</p> <p>まず、「設置の趣旨」についてでございますが、常務委員会は、「吉川市都市計画審議会条例 第7条」の規定に基づき、軽易な都市計画の変更などを審議するために、都市計画審議会内に設置をすることができるものでございます。</p> <p>次に、「処理事項」についてでございますが、常務委員会で処理する事項は、軽易なものとして「吉川市都市計画審議会運営規程」に定めている、2つの事項に限られ、一つ目は、「都市計画の変更のうち名称の変更をするもの。」二つ目は、「生産緑地地区内における行為の制限の解除がなされたもの。」となっております。例えば、「名称の変更をするもの」では、都市計画決定している道路名や、公園名を変更する場合などが対象となり、道路の延長や公園の面積などを変更する場合には、対象とはなりません。また、「生産緑地地区内における行為の制限の解除」につきましても、まず、生産緑地地区とは何かということを簡単に説明させていただきますと、生産緑地地区は、市街化区域内における良好な生活環境の確保に役立つ農地などを計画的に保全するために定める地区でございます。この生産緑地地区につきましては、「生産緑地地区に指定されてから30年を経過したとき」または「主たる農業従事者の死亡や身体的・精神的な障がいなどにより、物理的に営農が継続できなくなったとき」に、買取りの申出や都市計画の変更手続きなどの諸手続きを経て、指定を解除することとなります。なお、吉川市内の生産緑地地区は、平成8年に当初指定しており、現在の指定状況は、18地区、2,01haとなっておりますが、今後は、農業従事者の高齢化などにより、解除の相談を受けることが、多くなると想定されます。</p> <p>それでは次に、「委員構成」についてでございますが、常務委員会は、「会長」のほか、「学識経験者」、「市議会議員」、「市民」の選出区分から、それぞれ2人以内ずつ、会長が指名することとなっております、最大で7人の委員での構成となります。</p> <p>次に、「運営等」についてでございますが、会議の運営方法につきましては、審議会と同様になっており、常務委員会で決議した際は、その結果などを出席していない委員にも速やかに報告することとなっております。</p> <p>説明を整理いたしますと、常務委員会は、「名称の変更」や「生産緑地地区の指定の解除」の軽易な案件の処理を目的として、設置することができるものでございます。必ずしも都市計画審議会に設置しなければならないものではないので、はじめに、常務委員会を設置するか否かについて、委員の皆様でご審議をしていただき、設置する場合におきまして、会長より委員のご指名をいただければと存じます。なお、吉川市におきましては、平成28年3月から継続して、都市計画審議会内に常務委員会を設置している状況ではございます。</p>
-------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

堀江副部長	<p>以上で、議事（２）「常務委員会の設置」の説明を終了させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【 議事（２）の質疑・審議 】</p>
作山会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今、幹事から議題の説明がありました。はじめに、ご意見、ご質問をお受けしたいと存じます。ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
全委員	<p style="text-align: center;">〔 発言なし 〕</p> <p style="text-align: center;">【 議事（２）の採決 】</p>
作山会長	<p>それでは、「常務委員会の設置について」を採決いたします。常務委員会を設置することにご異議ございませんか。</p>
全委員	<p style="text-align: center;">〔 「異議なし」の声 〕</p>
作山会長	<p>ありがとうございました。本審議会では、常務委員会を設置することに決定しました。</p> <p>それでは、私から常務委員会の委員を指名させていただきます。常務委員会では、主に生産緑地地区の都市計画の変更が予定されることから学識経験者の選出区分から、農業関係の宇野委員、環境関係の伊勢谷委員、市議会議員の選出区分から、遠藤委員、岩田委員、市民公募の選出区分から斎藤委員、成瀬委員、以上、6名の方と私の7名で組織したいと存じますが、よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p style="text-align: center;">〔 「異議なし」の声 〕</p>
作山会長	<p>ありがとうございました。それでは、宇野委員、伊勢谷委員、遠藤委員、岩田委員、斎藤委員、成瀬委員、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（３）議第73号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について（吉川市決定）</p>
作山会長	<p>それでは、「議事（３）議第73号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について」を議題といたします。</p>

作山会長	はじめに、幹事から議題の説明をお願いいたします。
高尾課長	<p style="text-align: center;">【 議事（3）の説明 】</p> <p>それでは、私、道路公園課の高尾から、着座にてご説明させていただきます。</p> <p>本日の内容は、生産緑地地区の変更についてでございます。先ほども、副部長の堀江から生産緑地についてのご説明がございましたが、内容のご説明をさせていただく前に、生産緑地の概要についてスクリーンにて、ご説明をさせていただきます。</p> <p>生産緑地制度は、災害の防止、都市環境の保全などの生活環境機能および公共施設等の敷地の用に供する土地として適しており、面積が一団で市街化区域内にある500㎡以上の農地などで、農林漁業の継続が可能な土地を、都市計画に定め、都市農地の計画的な保全を図る制度でございます。生産緑地地区内においては、市町村の許可なく、建築物の新築や、宅地の造成などの行為を行うことができませんが、農林漁業を営むために必要となる行為に限り、許可することができます。</p> <p>当市の生産緑地の状況についてでございますが、18地区、約2.01haとなっており、市街化区域の各所に点在しております。なお、面積として最も大きい地区は、美南4丁目にある「第21号生産緑地地区」で面積が約0.43haとなっております。</p> <p>それでは、「議第73号 越谷都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。</p> <p>当市では現在、18地区の生産緑地地区があり、そのうち第5号生産緑地地区に関する変更でございます。今回の変更によりまして、面積、約0.06haの全てを廃止するものでございます。</p> <p>議案書の5ページをお開きください。第5号生産緑地地区の位置は、JR武蔵野線吉川駅の北約1.7kmで、旧吉川市役所の北の位置にございます。詳細につきましては、議案書の6ページになります。赤の斜線の部分が第5号生産緑地地区でございます。第5号生産緑地地区は、主たる従事者の身体機能の正常な働きが損なわれたことにより、営農を続けることが困難となったことから、生産緑地法第10条第2項の規定に基づきまして、買い取りの申し出があったものでございます。</p> <p>市といたしましては、土地区画整理事業を実施し、当該生産緑地地区の周辺に公園も整備されるなど公共施設等の整備の状況を踏まえ、買い取らないことといたしました。なお、庁内をはじめ、関係機関に買い取りの希望を確認するとともに、農業委員会を通じて、引き続き農業の従事を希望する方への取得のあっせんも行いましたが、いずれも買い取りの意向がなかったことから、生産緑地法第14条の規定に基づき、生産緑地地内における行為制限</p>

高尾課長	<p>の解除がされたため、約0.06haの全てを廃止するものでございます。</p> <p>なお、都市計画法第17条第1項の規定に基づきまして、変更案の縦覧を令和4年3月17日から令和4年3月31日まで行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はございませんでした。</p> <p>以上が、議第73号 越谷都市計画生産緑地地区の変更の説明となります。</p> <p style="text-align: center;">【 議事（3）の質疑・審議 】</p>
作山会長	<p>ありがとうございました。ただ今、幹事から議題の説明がありましたが、はじめに、ご意見、ご質問をお受けしたいと存じます。ご意見、ご質問のある方は、挙手をお願いいたします。</p>
岩田委員	<p>生産緑地は、まちなかの緑地として非常に市民にとって価値のある場所だと思います。これから順にたくさんある生産緑地もこのようなことが続くのかなという予測があるんですけども、市として購入することも条例の中には入ってると思うのですが、そういう準備をする姿勢があるのかどうか。農業者に対するお伺いをどのようにされたのか、また、縦覧においても、多くの市民は知らないと思う中でどのような形でされたのかを確認させてください。</p>
高尾課長	<p>まず、生産緑地につきましては、市といたしましては、「環境にやさしい緑豊かなうるおいのある都市を形成する」という都市計画マスタープランの基本方針のもと、生産緑地が防災・減災機能、さらに景観機能等を有する農地として保全していきたいと考えております。また、生産緑地につきましては、特定生産緑地という今後30年を迎える前までに10年間延長することが出来る制度ができましたので、現在の土地の所有者に期限までに周知を図り、特定生産緑地の促進を図ってまいりたいと考えております。農業の従事者へのあっせんについてでございますが、農業委員会に文書で通知をさせていただきまして、その意向について確認させていただいたところ、当該生産緑地で従事される方はいないと示していただいたところでございます。</p>
作山会長	<p>ありがとうございます。関連して私から質問したいのですが、特定生産緑地への意向のアンケートはもうすでにやられていますか。何割ぐらいがそこに移行する予定がありますか。</p>
高尾課長	<p>土地の所有者への意向確認でございますが、まだ土地の所有者には意向の確認はしておりません。今後、令和8年を迎えるまでに土地の所有者に周知を図り、意向を確認したいと考えております。</p>

作山会長	吉川市の場合、指定の関係で少し遅いということでしょうか。他の市だと今年の9月というところが多いですけども。
高尾課長	当市におきましては、当初の生産緑地の指定が平成8年で行ったので、30年を迎えるのが令和8年となっておりますので、他市町村よりも遅い期限となっております。
作山会長	<p>そのために今はまだ意向調査をやっていないということですね。そもそも吉川市は他の都市に比べて生産緑地が少ないですよ。これは周辺に農地がたくさんありますので、市街化区域における生産緑地が多くなかったと。あとは基盤整備がされているので、公園がしっかりある。今回の対象のところも公園がありますから、市が買って公園にするという必要はないと考えられます。都市計画道路が近くにあって非常にポテンシャルのある土地なので、農地として活用するのはもったいない。そういう意味ではこれを無理して公園にする必要はないと思います。一方で、他の都市では家庭菜園等の新しい利用も特定生産緑地制度の改正ではそういう部分も求めているのですが、吉川市の場合は、周辺に農地利用や貸農地が身近にあるので、そういうニーズも高いわけではない。生産緑地が減っていくのは悲しいことなのですが、事情があれば致し方ないのかなと。</p> <p>せっかくある生産緑地を、本人や後継者がいない中で、NPOや農協などまわりが支える仕組みや工夫、取組の可能性はありますか。</p>
高尾課長	NPO又は農協などとの連携についてでございますが、具体的に生産緑地の保全について、そういった団体等への連携については考えておりませんが、場合によっては他市町村の事例も踏まえて研究してまいりたいと思います。
作山会長	ありがとうございます。他市町村も決してうまくいっているわけではないのですが、せっかく特定生産緑地の法改正では、農家レストランなどの新たな利用ができるので、農政と連携しながら生産緑地の今後の活用について研究していただければと思います。
高尾課長	先程岩田委員からの縦覧の関係のご質問がございました。こちらにつきましては、ホームページで広く周知を図らせていただいたところでございます。縦覧場所につきましては、吉川市役所で縦覧させていただきました。
作山会長	他にいかがでしょうか。

伊勢谷委員	<p>いただいていた地図では小さすぎて生産緑地が探しきれなかったもので、市街化区域の枠の中だけでも大きくプリントしていただけたらと思いました。</p> <p>特定生産緑地制度のことを今お聞きしたんですけれども、10年延長される制度とのことで、今回は30年経ったので解除せざるを得なかったということで話を受けたんですけれども、10年延長できるということでぜひともそれに向けて頑張っていたいただきたいと思います。市街化区域の中の地域の緑は大切だと思いますので、環境との調和、防災の面からも貴重なものとなりますので、いろんな面から働きかけていただけたらと思いました。</p>
堀江副部長	<p>地図の関係ですが、事前にお配りしている都市計画図の縮尺が20,000分の1の図面として、倍の大きさの10,000分の1の都市計画図もごございますので、後ほど配付させていただければと思います。</p>
高尾課長	<p>今回まだ30年は経過しておりませんが、農業従事者の方の身体的機能により営農することが困難になったことから買取りの申出をいただいたものでございます。先程お話がありましたが、市街化区域につきましても、緑の保全等についても都市計画マスタープランの方針に基づきまして進めてまいりたいと思います。</p>
作山会長	<p>他にご意見・ご質問ございませんか。</p>
関口副会長	<p>農業関係の方、市の方、NPOの方、環境関係の方いらっしゃいますけれども、吉川市をはじめ関係団体で積立基金制度を作っている場合もありますが、吉川市にもあるんでしょうか。買取りの話がありましたが、現実では役所内で予算制度の中でないと動けないので、急に買ってくれと言われても買えない。今はそんな制度がないという理解でよろしいでしょうか。</p>
高尾課長	<p>現在は積立基金等の制度はない状況でございます。</p>
作山会長	<p>ありがとうございます。いずれにしても放っておくとどんどんなくなっていくという中で、生産緑地の趣旨というのは、貴重なオープンスペース、防災、景観、農業生産的な部分もありますし、ぜひ残せるものなら残していきたい。税金も安く優遇され、地域に貢献している部分もあるので、所有者に全部任せるのではなく、例えば、土地を貸してあげられるような制度など、他の都市の事例を研究し、進めていただけたらと思います。</p>
<p>【 議事（3）の採決 】</p>	

作山会長	<p>それでは、「議第73号 越谷都市計画 生産緑地地区の変更について」採決をいたします。原案につきまして賛成する委員は挙手をお願いいたします。</p>
全委員	<p>[全員挙手]</p>
作山会長	<p>ありがとうございました。ご異議ないものと認め、賛成することに決定いたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の議事は、滞りなく、終了いたしましたので、これにて、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
	<p>4 その他</p> <p>(1) 吉川市の都市計画の概要について</p>
司会(油川副主幹)	<p>作山会長、委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>それでは、引き続き、「その他」といたしまして、「吉川市の都市計画の概要について」につきまして、都市整備部副部長兼都市計画課長の堀江より、ご説明させていただきます。それでは、よろしくお願ひします。</p>
堀江副部長	<p>【 吉川市の都市計画の概要についての説明 】</p>
司会(油川副主幹)	<p>ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何か、ご質問などはございませんでしょうか。</p>
全委員	<p>[発言なし]</p>
	<p>5 閉会</p>
司会(油川副主幹)	<p>それでは、以上をもちまして、本日の審議会の内容は、全て終了いたしました。なお、次回の都市計画審議会の予定でございますが、現在のところ、6月頃を予定しているところでございます。</p> <p>案件といたしましては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越谷都市計画道路の変更(埼玉県決定)について 3・3・3号 浦和野田線 ・越谷都市計画生産緑地地区の変更について <p>以上の2点を予定しております。</p> <p>なお、今後、これらの都市計画の決定に係る、案の縦覧などの手続きにつ</p>

司会(油川副主幹)	きましては、市の広報やホームページなどで広く市民の方々へ周知してまいりますので、委員の皆様も広報やホームページなどでご確認いただければと存じます。 それでは、これを持ちまして、第39回吉川市都市計画審議会を閉会いたします。
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4 年 5 月 16 日

署名委員 廣木邦彦

署名委員 成瀬 都